

第 13 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第13回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年5月20日（金）午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1
- 3 出席委員 （農業委員8名）（農地利用最適化推進委員15名）

1：住本 浩也	2：中尾 正美
3：稲岡 卓美	4：本岡 俊郎
5：小林 衛	6：藤本 修造
7：政井 武雄	8：岸本 富生
9：田中 眞司	10：稲田 保
11：近田 武司	12：前田 薫
13：藤川 良昭	14：永井 達郎
15：土井 賢一	16：増田 種正
17：長谷川義博	18：青木 輝剛
19：藤原 廣典	20：中井 義則
21：森本 謙介	22：前田 明弘
23：横山 和行	
- 4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員0名）
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第63号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について
議案第64号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第65号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）
報告事項
報告1 各種証明書の交付
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理
報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小

作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

苗箱の苗が 5、6 センチになり、町では水当番表がまわってくるなど、何かと気ぜわしく、天候も気になる季節になってまいりました。

さて、本日第 13 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、5 条の許可申請に対する進達、農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 13 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 本日の委員会は全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 6 番 藤本委員、7 番 政井委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 61 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 失礼します。議案書の 1 ページをお願いします。

議案第61号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年5月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの5件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第61号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

申請人：譲受人 天神町○○○○ ○○○○、譲渡人 奈良県北葛城郡
広陵町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 復井町○○○○ ○○○○
地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、復井町○○○○ ○○○○ 地目畑
面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、
所有権移転 売買 空き家付農地制度利用でございます。

このたび、天神町にお住いの○○○○さんが、この申請地の中古住宅と農地を合わせて買い取り、定住したいとのこと。いわゆる、「空き家付農地」の物件です。○○○○さんのお母さんが畑に大変興味があり、このたび転居されることで、「じゃがいも」、「さつまいも」などを栽培されたいとのことでした。また、面積が1反近くあるので、果樹園としての利用も考えられているとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、2番について説明いたします。

2番の摘要欄をご覧ください。

申請人：権利を設定する者 東京都千代田区○○○○ ○○○○、申請地の所有者 天神町○○○○、○○○○、所在地 天神町○○○○ ○○○○、地目畑、○○○○㎡、摘要として、上下水道敷設に係る地上権設定でございます。

参考資料は、3ページ、4ページをご覧ください。

申請地の北側、天神町○○○○、同○○○○、同○○○○、同○○○○、同○○○○、同○○○○には○○○○が開発した○○○○が既に建設されておりますが、この○○○○が使用するための上下水道を敷設する必要があります。北側に県道がありますが、当該県道には上下水道が敷設されておらず、南側の市道から上下水道を敷設する必要があり、申請地を通して敷設することになったため、地上権設定を行うとのこと。地下を通す場合にも地上権の設定が必要となるものです。配管自体は地下に埋没させるため、申請地の農地性は損なわれません。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、3番について説明いたします。

申請人：譲受人 大阪市浪速区○○○○ ○○○○、譲渡人 大阪市西成区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 広渡町○○○○ ○○○○
地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

参考資料は、5ページ、6ページをご覧ください。

〇〇〇〇さんは、広渡町内で大規模に農地を購入され、農家レストランを併設されたりと農業に関する事業を多角的に行っておられます。また、町内の方の雇用を生んでいただけたりと、地元では期待をしております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

申請人：譲受人 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買でございます。

申請人の両名は親戚関係にあります。譲渡人の〇〇〇〇は非農家でありましたが、去る3月9日の農地相談に来庁され、〇〇〇〇㎡の農地で熱心に農業に取り組まれています。トラクター、コンバイン、田植え機などの大型農機具も取得されています。

申請地の地図は、参考資料は、7ページ、8ページをご覧ください。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、5番について説明いたします。

申請人：譲受人 明石市魚住町○○○○ ○○○○、譲渡人 西脇町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 西脇町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 売買 空き家付き農地制度でございます。

参考資料は、9ページ、10ページをご覧ください。

申請地に隣接する、西脇町○○○○が宅地です。申請地の農地と一緒に購入されるとのことです。

譲渡人の○○○○は○○男で、同じ西脇町内に別にお住まいですが、当該住宅は長年空き家となり、小野市の「空き家バンク」に登録されていたところ、このたび、明石市在住の譲受人○○○○が、申請地を買い取って、移住したいとのことでした。

最近、○○○○氏の加古川市在住の身内の方が、当該地を見に来られ、農地を手入れされておられましたので、特に問題はないかと思っております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長　以上、議案第61号 農地法第3条関係では、申請件数5件、うち許可件数5件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長　次に、議案第62号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書の3ページをお願いします。

議案第62号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年5月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第62号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

申請人：譲受人 神戸市中央区○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市垂水区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 住吉町○○○○ ○○○○
地目山林 面積○○○○㎡のうち○○○○㎡ 自作地、摘要として、転用行為の承継 売買 所有権移転 物流倉庫 鉄骨造2階建 1棟 延10,672㎡ 露店駐車場 大型車15台 中型車5台 小型車15台の予定です。

本件は、○○○○が、○○○○から、申請地：住吉町○○○○ ○○○○、地目：山林、面積○○○○㎡の一部を譲り受けて、冷蔵用倉庫を建築するため申請したものです。

この申請地は元々、住吉町在住の○○○○が所有している、「地目が山林、現況が農地である土地」で、○○○○㎡のうち○○○○㎡が農地として残っている土地でした。そのため、農地以外のものにするためには転用許可が必要となり、令和3年2月8日付で○○○○を譲受人とする農地転用が許可された土地でした。

しかしながら、○○○○が諸事情により転用行為を完了できず、造成だけで終わってしまったため、このたび、譲受人である○○○○が転用行為を承継し、本申請に至りました。

別途事務局より補足説明があると思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○事務局 事務局から補足説明をいたします。

ただいま担当委員から説明がありました通り、本件は、○○○○が○○○○を建築するための申請です。

当該申請地は元々の所有者である〇〇〇〇氏から〇〇〇〇が譲受け、転用許可を受け、〇〇〇〇を建築する予定でした。

当初の予定通り、まず造成工事に着手しておりましたが、長引くコロナの影響もあり、〇〇〇〇の〇〇〇〇の業績が悪化し、事業への進出が不可能になり、それを受け、〇〇〇〇についても経営環境が悪化し、転用行為を完了させることが不可能になったとのことでした。そのため、現在当該申請地は造成が完了した状態で止まっています。

農地転用では、市街化区域以外では造成のみを目的とした転用は認められておりません。

現在の状態のままでは、違法な状態ということになります。そのため、事業を誰かが承継する必要があります。

そのような中、〇〇〇〇が新たに〇〇〇〇を建築したいとの相談を受け、県や農業会議など関係機関とも調整を行い、今回〇〇〇〇の農地転用を〇〇〇〇が承継するというので、申請に至りました。

以上補足説明といたします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○〇番　〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。隣関係としましては、東側、西側、南側、北側とも山林となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思っております。

○事務局　ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長　以上、議案第62号　農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について)

○議長 次に議案第63号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書5ページをお願いします。

議案第63号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について
農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、小野市農業委員会が
定める別段の面積について、審議を求める。

令和4年5月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

農地の売買・贈与・貸借等の3条の許可要件の一つに、所有農地の下限面積がございます。

下限面積要件は、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が、効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、定められております。

農地法では、50アールとなっておりますが、地域の平均的な経営規模を考慮し、また新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。

別段の面積は、毎年見直しをすることとされており、本年度につきましても、「現行の別段の面積40アールの変更は行わない」とするものであります。

また、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、「移住」に限定し、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積は、昨年度より、1㎡を設定しております。

以上で、提案説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第63号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について」でございます。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定い

たします。

- 議長 以上、議案第63号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積についての審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について (所有権移転))

- 議長 次に議案第64号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

- 事務局 (多鹿) 議案書7ページをお願いします。

議案第64号

農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年5月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

8ページをお願いします。

市長部局より、令和4年5月2日付で、意見を求められています。

9ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで、農地4筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

10ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかでございます。

〇〇〇〇さんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡で、本年度(令和4年度)に認定農業者の認定更新予定とのことです。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 議案、第64号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第64号　農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)に関する審議は終了いたしました。

○議長　ここで、1時55分まで休憩といたします。

○議長　休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第65号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課　産業創造課農地整備係の岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長　次に、議案、第65号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書11ページをお願いします。

議案第65号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年5月20日提出

小野市農業委員会　会長　岸本　富生

12ページをお願いします。

市長部局より、令和4年5月2日付で、意見を求められています。

13ページ、14ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　議案第65号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手の間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

全体では、10件 13筆 面積は、〇〇〇〇㎡

場所は、来住町です。別紙の地図資料をご覧くださいながらお聞きください。来住町の農家10軒から申し出のありました13筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

最終的には、来住町の中心経営体である農事組合法人きすみの営農に貸し付けるもの。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第65号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 15ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和4年4月1日～令和4年4月30日)

令和4年5月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 加東市〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計14件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして16ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法施行令第10条第2項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年4月1日～令和4年4月30日)

令和4年5月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 王子町
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇
地目畑 面積〇〇〇〇㎡ 摘要といたしまして、一般住宅用地 所有権移
転

令和4年4月6日受理。

以下、記載のとおり、合計3件 3筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして17ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年4月1日～令和4年3月30日)

令和4年5月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 河合中町
〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 河合中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目は田 面積
は、〇〇〇〇㎡

摘要 令和4年2月28日 農地法第3条 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計3件 3筆 3,419

m²でございます。

引き続きまして18ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年4月1日～令和4年4月30日)

令和4年5月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 相続人 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇、被相続人 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇m²ほか〇筆 地目は田 面積は合計〇〇〇〇m²

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年4月1日受理農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得で、合計11件61筆 59,377.72 m²でございます。

引き続きまして21ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので報告する。

(受理期間 令和4年4月1日～令和4年4月30日)

令和4年5月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、
所在地 長尾町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²ほか〇筆 地目は田 面積は合計〇〇〇〇m²

理由・事業計画として、排水が悪いため、地上げして牧草地にする。

施工期間 令和4年4月14日から令和4年6月30日

記載のとおり、計1件でございます。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第13回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和4年5月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員6番

議事録署名委員7番